

横浜市立中学校
自動販売機設置事業者
募集要項(常時募集)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

横浜市教育委員会事務局

1 趣旨

横浜市立中学校への自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を行います。

2 販売品目

飲料(茶類、牛乳、ジュース、スポーツドリンク、ミネラルウォーター等)、パン類、米飯類等

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であつて、その事実があった後 2 年を経過した者を含む）であること。
 - ア 横浜市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 横浜市が実施する競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が横浜市との契約を締結すること又は横浜市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により横浜市が実施する監督又は検査に当たり職員の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく横浜市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 項から 5 項の規定に該当する者でないこと。又、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 横浜市税（個人市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 応募申込手続

販売品目ごとに設置事業者を募集します。

(1) 応募書類

横浜市立中学校自動販売機設置事業者登録申請書（別添）

(2) 提出方法

電子メールによるものとし、件名は「中学校自動販売機設置事業者登録申請書（御社名）」として下さい。受信確認後、返信メールを送信します。

(3) 提出先

電子メールアドレス：ky-shisetsu@city.yokohama.jp

5 選定手続等

(1) 登録事業者の選定

中学校自動販売機登録事業者選定委員会において、横浜市立中学校自動販売機事業者登録申請書を審査し、登録事業者を選定後、登録者名簿に登載します。登録の可否については、各事業者に電子メールにて通知します。

(2) 設置事業者の選定

ア 教育委員会事務局において、登録者名簿から5社指名し、各事業者及び設置希望中学校に通知します。

イ 指名された事業者は、設置希望中学校に対し、企画提案書（内容は下記参照）を提出します。

ウ 当該中学校の自動販売機選定委員会において、企画提案書に基づき、設置事業者を選定します。

【参考】企画提案書の内容について

1 件名	「横浜市立〇〇中学校における自動販売機の設置について」とする。
2 商品の説明	提供可能な商品ごとに、少なくとも以下についての内容明細書を添付のこと。 (1) 栄養分析 (2) 保存料・着色料等の添加物の有無、種類、成分の説明
3 加点条件	以下の各項目を記入のこと。 (1) 商品ごとの販売価格 (2) 故障等の連絡を受けた場合の処置開始までの時間 (3) 容器の回収、商品補充、機器点検の頻度 (4) 自動販売機のデザイン及び機能 ア ユニバーサルデザイン イ フルメンテナンス対応 ウ 省エネタイプ エ 災害対応自動販売機 (5) その他設置事業者独自のセールスポイントについて

6 設置に係る手続

- (1) 選定された設置事業者には、選定通知書を電子メールにて送ります。その後、「横浜市立学校使用規則」に基づき、学校長の副申を添えて特別使用許可申請書類を教育委員会事務局に提出します。
- (2) 教育委員会事務局で審査し、特別使用許可を決定します。特別使用許可の許可期間は、3年を限度とします。
- (3) 設置事業者と当該中学校間で自動販売機に関する協定を締結し、自動販売機を設置します。

7 設置条件

- (1) 自動販売機の設置及び運用等については、「横浜市立中学校自動販売機設置仕様書」（別添）に則って行うものとします。
- (2) 自動販売機の電気使用量は学校立会いの上、測定し、報告してください。（上・下半期ごと）

【問い合わせ先】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市教育委員会事務局教育施設課管理係 自動販売機担当

電話：045-671-3254

FAX：045-664-4743